

イラク

2020年4月21日ドラフト作成

2022年6月27日更新

※更新した項目に更新日を記載しています。

1. 一般情報	2
(1) 地理	2
(2) 内政 <2022年6月27日更新>	2
2. 治安／人権状況	4
(1) 概況	4
(2) 地域別	5
(3) イラクへの送還に関する見解	8
3. 関係する政治組織、政治活動／政府批判（労働運動含む）	10
(1) 反政府抗議デモ等の取扱い	10
(2) インターネット上での政府批判者の取扱い	11
(3) 元バース党関係者の取扱い	11
(4) ISIS との関係を疑われる者、ISIS 戦闘員の家族の取扱い	14
(5) 政府と関係している又は支持していると思なされる者 <2022年6月27日更新>	15
4. ジェンダー、DV および子ども	16
5. LGBT	16
6. 汚職、国家による被害者の保護	16
(1) 非国家主体の迫害主体	16
(2) 国家保護	20
(3) 国内避難の選択可能性	20
7. 兵役、強制徴集（非国家主体の）	20
8. 司法制度・刑事手続（刑務所等の状況含む）	20
9. 警察および治安部隊（情報機関含む）	20
(1) 政府当局者による拷問	20
(2) 刑務所の状況	21
10. 報道の自由	21
11. 宗教の自由	21
12. 国籍、民族および人種	21
13. 出入国および移動の自由	21

14. 国籍／市民権（パスポートを所持していない者の） 21
 15. その他 21

1. 一般情報

(1) 地理

ア 外務省「[イラク基礎データ](#)」(2018年12月26日)

4 民族	アラブ人（シーア派約6割，スンニ派約2割），クルド人（約2割，多くはスンニ派），トルクメン人，アッシリア人等
5 言語	アラビア語，クルド語（共に公用語）他
6 宗教	イスラム教（スンニ派，シーア派），キリスト教他

(2) 内政

<2022年6月27日更新>

ア 外務省「[イラク基礎データ](#)」(2021年12月9日)

2018年	5月12日	イラク国民議会選挙実施（投票率44.5%）。（同年8月結果確定）
	9月15日	ハルブーシー国民議会議長が選出。
	9月30日	クルディスタン地域議会選挙実施。
	10月2日	国民議会においてサーレハ大統領が選出され、同大統領がアブドルマハディー氏（シーア派）を首相候補に指名。
	10月25日	国民議会においてアブドルマハディー首相及び（22閣僚中）14閣僚が信任され、アブドルマハディー政権が発足。
	12月18日	国民議会において（未信任の8閣僚中）3閣僚が信任。
	12月24日	国民議会において（未信任の5閣僚中）2閣僚が信任（その後、1閣僚が辞任）。
2019年	6月10日	ネチルヴァン・バルザーニー・クルディスタン地域大統領が就任。
	6月24日	国民議会において（未信任の4閣僚中）3閣僚が信任。

	7月10日	クルディスタン地域議会において、クルディスタン地域政府が信任（マスルール・バルザーニー・クルディスタン地域政府首相）。
	12月1日	国民議会がアブドルマハディー首相の辞任を承認。
2020年	5月7日	国民議会においてカーズィミー首相（シーア派）及び（22閣僚中）15閣僚が信任され、カーズィミー政権が発足。
	6月6日	国民議会において未信任の7閣僚が信任。
2021年	10月10日	イラク国民議会選挙実施（投票率43%）

《参考》外務省「イラク基礎データ」（2018年12月26日）

(ア) 駐留イラク米軍は、2010年8月に戦闘任務を終了し、5万人規模に縮小。2011年12月に全ての部隊が撤収。現在は、ISILとの闘いのために軍事顧問等が派遣されている。

(イ) 2014年6月以降、モースル市を始めとするイラク北部・西部の多くの都市がISILを始めとする武装勢力により占拠された。2015年以降、米国が主導する「有志連合」の支援を受けたイラク軍がISIL掃討作戦を進め、2017年12月、イラク全土のISILからの解放宣言がなされた。現在もテロ分子の掃討作戦が行われている。

イ UNHCR「[イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討](#)」（2019年5月）

1)2018年5月 国会選挙

2018年5月12日、イラクにおいて2017年末のISISの降伏以来初となる国会選挙が実施された。宗派間で広く提携がみられた2014年や2010年の選挙とは異なり、2018年選挙では宗派内の分断、ないしシーア派、スンニ派、クルド人の間の分裂状態という特徴があると伝えられている。

選挙ではシーア派の二つの派閥が最大勢力となった。その一つはシーア派の聖職者ムクタダ・アル＝サドル [Muqtada Al-Sadr]（「アル＝サイロン [Al-Sairoon]」）を代表とする政党連合であり、もう一つはバダー [Badr Organization] のハディ・アル＝アミリ [Hadi Al-Amiri] によって率いられる、イラン支援のファタハ同盟組織であるが、これは主にシーア派人民動員隊 [Shi'ite Popular Mobilization Forces (PMF)] と連携する準軍事組織である。ハイダー・アル＝アバディ [Haider Al-Abadi]

前首相派の議員連合は第三勢力となった。膠着状態のまま数ヶ月が過ぎたのち、2018年10月、クルディスタン愛国連合〔Patriotic Union of Kurdistan (PUK)〕のバルハム・サリフ〔Barham Saleh〕が大統領に選出され、彼は同様に無所属シーア派の政治家で副首相、石油大臣も歴任したアデル・アブドゥル・マフディ〔Adel Abdul Mahdi〕を首相に任命した。

2. 治安／人権状況

(1) 概況

ア 外務省海外安全ホームページ「[イラクの危険情報【危険レベル継続】\(内容の更新\)](#)」(2019年1月24日)

- (1) 2014年6月以降、ISILがイラク北部及び西部を中心に勢力を拡大させていましたが、有志連合の支援を受けたイラク軍による掃討作戦を経て、2017年12月9日には、ISILからのイラク全土解放が宣言されました。しかし、2018年1月15日にバグダッドで自爆テロが、また、2018年11月8日にはモースルで自動車爆弾テロが発生したほか、ISILの休眠細胞等がニナワ県、アンバール県、サラーハッディーン県、キルクーク県等の一部地域でテロ活動を活性化しています(国連の発表によれば、2018年8月時点でイラク及びシリアにはISILの要員が約2～3万人残っているとされています)。
- (2) 2018年7月以降、中南部・南部諸県を中心に、反汚職、公共サービスや高い失業率の改善等を求めるデモが発生しています。2018年7月上旬より、バスラ市及びその近郊では過激化したデモ隊と治安当局との断続的な衝突により多数の死傷者が発生しています。特に金曜日・土曜日や夜間帯にデモの規模が拡大する傾向がありますので移動は避けるなど最大限の警戒が必要です。
- (3) 2018年5月12日に国民議会選挙が実施され、8月に連邦最高裁による選挙結果の最終確定し、10月に新政権が発足しておりますが、依然として政治勢力間の対立は収束しておらず、今後の政治的な動向次第では、過激な抗議デモや突発的なテロ事案等が発生するおそれがあります。
- (4) イラク国内の治安情勢は、周辺諸国等の動向等に影響されやすく、比較的安定している地域においても、急速に悪化する可能性があります。

イ 外務省海外安全ホームページ「[テロ・誘拐情報](#)」(2018年6月21日)

- (1) 2014年6月末、イスラム過激派組織ISIL(イラク・レバントのイスラム国)が「カリフ国家」を宣言して以降、イラク北部及び西部を中心に勢力を拡大させていましたが、米国主導のコアリションの支援を得たイラク政府軍による掃討作戦の結果、イラク国内支配地域は急速に縮小し、2017年12月9日にアバーディー首相はISILからのイラク全土解放を宣言しました。
- (2) しかしながら、ISIL分子の残党がサラーハッディーン県、キルクーク県、ア

ンバール県、ニナワ県等の地域でテロ活動を継続しており、また、営利目的の誘拐事件が頻繁に発生しているなど、極めて厳しい治安情勢が続いています。

- (3) クルディスタン地域北部の山岳地帯においては、クルディスタン労働党（PKK）に対するトルコ軍による空爆等の掃討作戦が続いています。

ウ UNHCR [「イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討」](#)（2019年5月）

その後、2018年を通じて一貫して攻撃が減少したため、ISISに対する大規模軍事作戦の大部分は終了した。全体としては安全面での向上が見られる一方、特に依然ISIS兵士が存在しているため情勢が不安定のままだと伝えられているかつてのISIS支配下地域においては危険な状態が続いている。市民は「攻撃の矛先」を向けられたままである。

エ 英国内務省 [「国別政策情報ノート：イラク：治安情勢及び人道状況、第5.0版（仮訳）」](#)（2018年11月）

2.3.32 2014年以降、治安事件と死傷者数は全県で激減した。治安事件数はここ15年間で最も低いレベルにある。ダーイッシュがモスル（イラクで二番目に大きな都市）を占領した2014年夏以降、暴力による被害が最も大きかった6県—アンバール、バグダッド、ディヤーラー、キルクーク、ニーナワー、サラーフッディーン—では、全体的に治安事件数や死傷者数が大幅に、かつ、一貫して減少している。現在の数字は通常、2014年中頃の10分の1になっている（治安事件、市民死亡者数及び市民負傷者数を参照）。

2.3.33 2015年以降、国内避難民数は著しく減少してきており故郷に帰還する人々の数も大幅に増加してきている（国内避難民（IDP）の数及び帰還民数及び帰還地を参照）。

オ ヒューマン・ライツ・ウォッチ（HRW）[「ワールドレポート 2020 - イラク」](#)（2020年1月14日）

治安部隊は、10月と11月に、バグダッドとイラク南部の都市において、抗議行動に対して過剰な力を行使し、数百人を殺害した。集会及び表現の自由、並びに女性の権利に対するその他の侵害も依然として続いていた。同時に、水、健康、及び健康的な環境を享受する権利に対しても、依然として侵害が続いていた。また、イラク政府は、大規模な形で継続的に死刑を適用した。

(2) 地域別

① バグダッド

ア 外務省海外安全ホームページ「[イラクの危険情報【危険レベル継続】（内容の更新）](#)」（2019年1月24日）

(1) ニナワ県（ニナワ平原経由幹線道路を除く）、キルクーク県、サラハッディーン県、アンバール県、バグダッド県（バグダッド国際空港敷地内及びIZを除く）、ディヤラ県、バービル県、ワーシト県並びにクルディスタン地域（エルビル県、スレイマーニーヤ県及びドホーク県）のうちニナワ県、キルクーク県、サラハッディーン県及びディヤラ県との県境付近（ニナワ平原経由幹線道路を除く）（更新）

レベル4：退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）（継続）

ア ISIL 勢力への「勝利宣言」はなされたものの、イラク北部及び西部のニナワ県、キルクーク県、サラハッディーン県、ディヤラ県、アンバール県では、米軍の支援を受けたイラク治安部隊等による ISIL 残党の掃討作戦が継続しています。一部地域では、イラク軍などによる空爆も行われています。ISIL 分子によるテロ活動等で治安部隊や一般市民に対する攻撃が続いており、多数の死傷者が発生しています。

また、これらの地域では、幹線道路や市街地等のみならず、あらゆる場所で爆破事件や銃撃事件が多数報告されています。

イ バグダッド県では、イラク政府による首都治安対策の強化により、テロ・犯罪の事案件数は減少していますが、いわゆるバグダッド・ベルト地域（バグダッド県周辺部）でテロ・犯罪事案が依然として多発しています。バグダッド市内においても、大規模な爆弾テロや自爆テロが断続的に発生し、多数の死傷者が出るなど、治安状況は引き続き不安定な状況が続いています。

また、バグダッド市内では、金曜日・土曜日を中心に反汚職や公共サービス改善を求める大規模なデモがたびたび発生し、治安部隊との衝突による負傷者発生が報告されています。

ウ バービル県やワーシト県では、バグダッド・ベルトに近い地域における ISIL などの反政府組織による活動・拘束事案が引き続き報告されています。

エ これらの地域への渡航は、目的の如何を問わず止めてください。また、同地域に滞在されている方々は、十分な警備措置を講じた上で直ちに国外へ退避してください。

イ UNHCR「[イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討](#)」（2019年5月）

3) バグダッドにおける治安

2018年から2019年にかけて全体的に治安の向上が見られるなど、バグダッドにおける情勢は概ね安定しつつあると伝えられている。2018年を通じて ISIS の残兵は依然バグダッド郊外（「バグダッド・ベルト地帯」）の小さな町で活動を続けており、時折市民を標的に即製爆発装置を用いた攻撃を行っている。しかしながら、報

道によると彼らの大規模攻撃を仕掛ける能力は大きく減少した。2019年初頭にはISISが概ね撤退したと伝えられ、ISFがバグダッド・ベルト地帯の支配を確立したことによって、安全上の問題はさらに減少した。しかし2019年4月にはISISがバグダッド・ベルト地帯の南西地区に勢力地域を拡大しようと模索していると伝えられている。

近年ほぼ毎日のように報じられていた政治的理由や身代金目的の誘拐に関しては、2018年から2019年にかけて減少したと報じられている。しかしバグダッドでは依然重要人物の暗殺事件が続いている。

② カルバラ県を含む南部地域

ア 外務省海外安全ホームページ「[イラクの危険情報【危険レベル継続】\(内容の更新\)](#)」(2018年4月4日)

●中南部3県(カルバラ県、ナジャフ県、ディワーニーヤ県)

レベル3：渡航は止めてください。(渡航中止勧告)

(やむを得ない事情で現地に渡航・滞在する場合には、所属企業や団体等を通じて組織としての必要かつ十分な安全対策をとってください。)(引き下げ)

...

●カルバラ県、ナジャフ県及びディワーニーヤ県では治安当局による特に厳重な警備措置が施されており、今後、テロ等により治安を不安定化させるようなことが起こる可能性は低いと見られ、治安状況が改善傾向にあるため、危険度をレベル4からレベル3に引き下げます。

●イラクでは、ISIL(イラク・レバントのイスラム国)による、テロ、一般犯罪、部族間抗争、デモ・抗議行動、トルコによるPKK(クルディスタン労働者党)拠点への攻撃等の脅威が混在していますので、レベル3以上の地域は、原則、どのような目的であれ渡航は止めてください。

...

ア イスラム教シーア派にとって重要な巡礼地を有するカルバラ県、ナジャフ県は治安当局による特に厳重な警備措置が施されており、ナジャフ県の南に位置するディワーニーヤ県においても同様の警備措置が行われています。当該各県の治安関係者はいずれもイスラム過激派によるテロ攻撃を脅威と認識し、厳重な警備体制を敷いているため、今後も、大規模テロの頻発等により治安が急速に不安定化するような事案が起こる可能性は低いと見られます。

イ 比較的大きな事案としては、2017年6月、カルバラ市内の駐車場で1人が死亡、7人が負傷する爆弾テロ、同年8月12日にはカルバラ郊外の検問所で1人が死亡、2人が負傷する爆弾テロが発生しましたが、同事件以降、2018年3月現在、テロ事件は発生していません。また、これら3県の主たる事件形態である地元住民間の抗争が原因の殺人、誘拐、銃器を用いた強盗事件等の発生件数も大幅に少なくなっているなど、同地域尾治安状況は、中、長期的に比較的安定傾向

にあることから、同3県の危険レベルを「レベル3」に引き下げます。しかしながら、日本人を含む外国人が、何らかの事件に巻き込まれる可能性は排除できませんので、どのような目的であれ渡航は止めてください。

イ UNHCR「[イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討](#)」（2019年5月）

4) 南部県の安全保障⁹⁷

2014年後半、かなりの数のISFメンバーが、ISISと戦うために、南部から国内の他の地域に配備された。それ以来、犯罪組織、民兵、部族が、その後生じた安全保障の空白地帯に手を伸ばしてきたと報告されている⁹⁸。凶器を使った強盗、身代金目的又は脅迫目的の誘拐⁹⁹、麻薬取引、みかじめ料の恐喝はもちろんのこと、部族間の抗争も頻発していると報告されている¹⁰⁰。部族間の抗争は、銃による暴力行為と重火器の使用さえ伴うことも多く、その結果、その場に居合わせた人々の間に死傷者が発生している¹⁰¹。部族は、たいていの場合、脅迫手段として、小型のIED（簡易爆発物）を使用していることも報告されている¹⁰²。2018年に行われた調査によると、バスラに住む多くの民間人が、その前の年に暴力行為を受けていた¹⁰³。また、特に女性をはじめとする大多数の者が、近い将来に自分自身が暴力行為の犠牲者に「なりそうだ」又は「ややなりそうだ」と考えていた¹⁰⁴。

2018年には、汚職、政府の怠慢、失業、不十分なサービスに対する抗議行動¹⁰⁵が、バスラや他の南部の都市で起きた¹⁰⁶。一部の抗議行動は暴動へと発展し、抗議行動に参加した人々や治安部隊の間に死傷者が発生してしまった¹⁰⁷。地元の安全保障が強化され、夜間外出禁止令が出された後¹⁰⁸、この状況は落ち着いたと報告されている。抗議行動を組織した人々は、民兵から殺害の脅迫を受けて、抗議行動の継続を一時中断することを決断したと報告されている¹⁰⁹。抗議行動のリーダーや参加者のうちの何人かが、2018年9月及び10月に暗殺されたとも報告されている¹¹⁰。なお、本文書を執筆している時点では、抗議行動は続いており、暴力行為が散発していることが報告されている¹¹¹。

97 本文書では、バベル、バスラ、ズィカール、カルバラ、マイサーン、ムサンナー、ナジャフ、カーディシーヤ、及びワーストの各県を「南イラク」と呼ぶ。

(3) イラクへの送還に関する見解

ア 英国内務省「[国別政策情報ノート：イラク：治安情勢及び人道状況、第5.0版（仮訳）](#)」（2018年11月）

2.3.18 人道的状況は深刻であるが、国連によると、もはや「最も複雑かつ困難な人道的緊急事態の一つ」ではなくなっている（全般的な生活水準及び状況を参

照)。

2.3.19 一般に、人道的状況は、申請者が資格指令第 15 条(a)項及び(b)項/欧州人権条約第 2 条及び第 3 条違反に直面する可能性が高く、申請者に人道的保護 (HP) を与えることが必要になるほど深刻なものではない。しかしながら、意思決定者は各事案をその実体に基いて検討しなければならない。状況が複雑に絡み合った結果、申請者が帰還時に資格指令 第 15 条(a)項及び(b)項/欧州人権条約第 2 条及び第 3 条違反に直面することになるような事案 があるかもしれない。個々の事案がこの閾値に到達するかどうかを評価するに際して、意思決定者は以下に掲げる事項を検討しなければならない。

- 申請者の出身地はどこか (人道的状況がより深刻な地域があり、申請者がイラクをまだ出国していない場合、申請者が帰還時に IDP となるかどうかはこの深刻度によって影響を受ける可能性がある)
- 申請者個人のプロフィールと環境 (年齢、性別及び民族性を含むがこれに限定されない)
- 申請者が支援ネットワークを利用できるかどうか。

…

2.3.35 上述した理由に関して、イラクの全ての地域が第 15 条(c)項の高い閾値に関係するという AA での評価から逸脱することについて、説得力がある証拠によって裏付けられた極めて強固な根拠が存在する。これは、治安情勢がもはや深刻なものではないということを行っているのではなく、ただその地にいるというだけで、申請者がその生命又は身体を脅かす現実的なリスクに直面すると信じるに足る十分な根拠が存在すると言えるほどイラクのあらゆる地で無差別暴力が高いレベルにあるということとはもはやないと言っているのである。

イ UNHCR [「イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討」](#) (2019 年 5 月)

UNHCR の見解によれば、ケースの個別事情に応じて、以下に掲げるリスク特性の 1 つ又は複数に該当する個人が国際難民保護を必要とする可能性がある。

1. イラク及びアル・シャームのイスラム国 (ISIS) を支持していると誤って疑われた人々、…
2. 政府と関係がある人々、又は政府を支持しているとみなされた人々、…
3. 政府若しくは政府関係者に反対している人々、又は反対しているとみなされた人々、…
4. クルディスタン地域政府 (KRG) 若しくは KRG 関係者に反対している人々、又は反対しているとみなされた人々、…
5. 宗教団体及び少数民族集団の構成員。
6. ジャーナリスト及びその他のメディア関係者。

7. 人道支援活動家。
8. 一定の特性を有する女性及び少女、又は特定の状況下に置かれた女性及び少女、
…
9. 一定の特性を有する子ども、又は特定の状況下に置かれた子ども、…
10. 多様な性的指向又は性同一性を有する人々；
11. 血讐を含む、部族間の紛争解決の一環として標的にされた個人；
12. パレスチナ難民。

このリストは必ずしも網羅的なものではない。ここで特定された特性のいずれにも該当しないというだけで、自動的に請求に法的根拠がないと考えるべきではない。また、ケースの特定の状況によっては、迫害の危険にさらされていると判断された個人の血縁者又はその家族のその他の構成員も、迫害の危険にさらされている個人との関係に基づいて国際的な保護を必要とする場合がある。

ウ UNHCR「[イラクへの帰還に関する UNHCR の見解（仮訳）](#)」（2016年11月14日）

47. 現状では、UNHCR は、イラクの諸地域のうち軍事行動の影響を受けている地域、ISIS からの奪還後も脆弱かつ不安定な状況が続いている地域または依然として ISIS の支配下にある地域出身のいかなるイラク人に対しても、帰還を強制することがないよう各国に要請する。このような人々（国際保護の申請が不認定とされた者を含む）は、出身地域にも同国の他の地域にも帰還させられるべきではない。これらの地域出身のイラク人の多くは、難民の地位に関する 1951 年の条約の要件を満たす可能性が高い 179。1951 年難民条約の基準が適用されないと判断される場合でも、…補完的形態の保護 181 が適用される可能性が高い。

エ UNHCR「[イラクへの帰還に関する UNHCR の見解（仮訳）](#)」（2014年10月27日）

27. イラクの状況が非常に流動的で不安定であり、国内のすべての地域が現在進行中の危機の影響を、直接的あるいは間接的に受けている 111 という報告があることから、UNHCR は治安と人権状況が明白に改善されるまでは、イラク出身の人々112 を強制的に帰還させないよう各国に要請する。現在の状況下では、イラクから避難している人々の多くが 1951 年の難民条約に規定される難民としての地位に該当する可能性がある 113。イラク出身の人々の個々の事案を判断する際、難民条約が定める認定要件が当てはまらない場合は…補完的保護 115 が適用されるであろう。…

3. 関係する政治組織、政治活動／政府批判（労働運動含む）

(1) 反政府抗議デモ等の取扱い

ア HRW「ワールドレポート 2020 - イラク」(2020年1月14日)

10月上旬から12月にかけて、バグダッドとイラク南部の都市で行われた抗議行動において、治安部隊との衝突により、少なくとも350人の参加者が死亡した。治安部隊は、バグダッドでは、実弾に加えて催涙ガス弾も発砲した。時には直接参加者に向けて発砲し、少なくとも16人を殺害した。治安部隊は他の都市でも実弾を使用した。

当局は、抗議行動に参加した人々を恣意的に拘禁し、その後起訴することなく釈放したが、なかには行方不明になった者もいた。フェイスブックのメッセージ上で抗議行動への支持を表明しただけで、治安部隊に逮捕されてしまったイラク人もいた。

治安部隊は、抗議行動に参加した人々を治療していた医者に対しても脅迫し発砲した。

(2) インターネット上での政府批判者の取扱い

イ HRW「ワールドレポート 2020 - イラク」(2020年1月14日)

...フェイスブックのメッセージ上で抗議行動への支持を表明しただけで、治安部隊に逮捕されてしまったイラク人もいた。

...

イラク政府は、人々が抗議行動の写真やビデオをアップロードしたり共有したりしないよう、繰り返しインターネットを制限し、メッセージアプリをブロックした。

(3) 元バース党関係者の取扱い

① 元バース党関係者に関する基本情報

ア 英国内務省「[出身国情報及びガイダンス イラク:バース党関係者、第1.0版](#)」(2016年11月)

2.32 ...時折(例えばデンマークの移民局によるインタビューなどの情報源の中で)イラクにいる全ての人々が実質的にバース党に参加している、あるいはバース党と関係性を持っていると述べられているが、最も信頼できる数値データをもたらす高等国家脱バース化委員会(HNDC)は、サダム・フセイン政権を倒した2003年の侵攻時において、およそ40万人の正党員が存在し、15万人は行政機関、25万人は防衛部隊に所属し、そのうち6万5千人は最高位の党員であると見積もっている。HNDCによると、党員と党の支持者を加えた人数は合わせて120万人から200万人(最も多く見積もった場合、総人口の5.5%)に上ると予測される。(規模と構造を参照せよ。)

2.3.3 (特に高位の)バース党の党員は主に(絶対ではないものの)スンニ派アラブ人

のコミュニティで集められている。…

イ オーストラリア難民再審査審判所 (RRTA) [「カントリー・アドバイス \[IRQ38656\]」](#) (2011年5月6日)

…バース派という用語が一般的にスンニ派アラブ人を表す言葉として理解されていることは注目すべきだ。

② 元バース党関係者の一般的な取扱い

ア 英国内務省 [「出身国情報及びガイダンス イラク:バース党関係者、第1.0版」](#) (2016年11月)

2.3.9 一般的にバース党へのかつての関与を理由として、深刻な危害や迫害が加えられるという恐れはない。しかしながら、ある人が危険にさらされる個人的状況が発生する可能性があるため、全ての事案はその詳細に基づいて評価されなくてはならない。それには以下の要素が含まれる。

- バース党の中での位置や役職
- 特定の活動に関与していたか、あるいはバース党政権による様々な残虐行為に関与していたか
- これらの活動や彼らの活動履歴が、彼らが恐れる人々の敵視をもたらしているか

…

3.1.2 バース党との繋がりによって、国家(及び/あるいは)シーア派民兵組織から深刻な危害や迫害が加えられる恐れのある状況が起こりうる。その人(あるいは親類)が何をしてきたか、そしてどのように政治迫害者による敵視がもたらされたかによって危険性は異なる。

イ オーストラリア難民再審査審判所 (RRTA) [「カントリー・アドバイス \[IRQ38656\]」](#) (2011年5月6日)

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によると、シーア派に独占されているイラク自衛軍 (ISF) や警察や特殊部隊の制服を着用している民兵組織は、定期的にスンニ派に属する者やバース党及び警備隊に属していた者を標的としている。シーア派民兵がイラク自衛軍と混ざってきたことや協力してきたことによって、政府関係者とそうでない者の間の境界が曖昧になっている。…

③ 元バース党関係者への政府による危害

ア 英国内務省 [「出身国情報及びガイダンス イラク:バース党関係者、第1.0版」](#) (2016年11月)

2.3.5 「非バース化」に向けた正式な規定は、差別的かもしれないが、そのみで迫害に該当するものではない。しかし、資料は反テロ法のもとでの逮捕や然るべき手続きに基づかない勾留、そしてバース党との関係性を理由とした数千もの人々に対する拷問さえも指摘している。この様な扱いは迫害と呼ぶに値する。しかし、この様な扱いの証拠は2013年以降存在せず、差別的な扱いは強硬的な宗派指針を追求する Nouri al-Maliki 施政の特徴だったようである。Haider al-Abadi の新政権はスンニ派との和解を試みている。(反テロ法や第5章「国家情報における政治的及び宗派的文脈とその手引き、イラク、スンニ派 (アラブ人)」を参照せよ。)

④ 元バース党関係者への非国家主体による危害

ア 英国内務省「[出身国情報及びガイダンス イラク：バース党関係者、第1.0版](#)」 (2016年11月)

2.3.6 さらにより大きな集団は(おそらくスンニ派アラブ人だと思われる)バース党員であることを理由に非国家主体によって、おそらく偽りのそして悪意を持って訴追された人々である。このような訴追はサダム・フセイン政権崩壊以降の派閥間関係の悪化を現してきた。しかしながら、バース党への関与が主張されたことを理由として、そのように訴追を受けたり虐待を受けたり(あるいはその虐待を伴う行為)した人数についての証拠は少ない。(差別を参照せよ)

2.3.7 シーア派民兵はバース党員とされる者、あるいは実際にバース党員である者を標的とする可能性があるが、そのような標的化は組織的ではない。(リスク分析図を参照せよ)

2.3.8 バース党員の訴追は、特にスンニ派のイスラム国の反乱の後、スンニ派を標的とするより広範囲における動きと結びついている。人々や組織は普通のスンニ派を疑いの目で見つめ、イスラム国への賛同を理由に彼らを告訴した。

イ オーストラリア難民再審査審判所 (RRTA)「[カントリー・アドバイス \[IRQ38656\]](#)」(2011年5月6日)

フセイン政権の崩壊以降、そして特に2005年選挙におけるシーア派の政権奪取以降、バース党の党員であることや、自身の役割や職業などを通じて前のイラク政府に加わるか関わっていた人々が主にシーア派民兵の組織的攻撃の対象となっている。イギリス内務省はかつてのバース党と政権のメンバーはもはや意図的に標的とされているわけではないとしているが、「彼らは個別の事件では今でも犠牲者となりうる。それは例えば、監禁や拷問、その他の人権侵害を働いた者に対するかつての犠牲者やその家族による個人的な復讐のためである。」

ウ オーストラリア難民再審査審判所 (RRTA) [決定 \[事件番号 1201934\]](#) (2012年

9月12日)

53. バース党员として、又はその職務や職業故に、イラク旧政府と関わりを持っていた人々は、サダム・フセイン政権が崩壊して以来、また特に2005年の選挙でシーア派が政権を掌握して以来、主にシーア派民兵による組織的な攻撃の標的となっている¹。英国内務省の見解によれば、元バース党员や旧政府の職員は、組織的な攻撃の標的にはもはやなっていないが、「例えば、拘禁、拷問、その他の人権侵害の加害者に対する元犠牲者又はその家族による個人的な復讐により、個別のケースにおいては、今でも被害に遭う可能性がある」²。

...

57. 英国内務省の指摘によれば、サダム政権が崩壊して以来、バドル旅団（モハメッド・バクル・アル・ハキムがイランに亡命中に設立したシーア派民兵組織）は、旧公安職や旧諜報職の職員に加えて、元バース党幹部を多数殺害したとして非難されている。2005年1月の選挙でシーア派が勝利した後、元バース党员に対する攻撃が増加したと報告されている⁷。

(4) ISIS との関係を疑われる者、ISIS 戦闘員の家族の取扱い

ア HRW 「ワールドレポート 2020 - イラク」 (2020年1月14日)

イラク軍は、ISIS に所属していた被疑者を、多くの場合何ヶ月にもわたって、恣意的に拘禁した。目撃者と家族の証言によれば、治安部隊は、裁判所命令や逮捕状なしに被疑者を拘禁することを繰り返しており、逮捕の理由を告げないことも頻繁にあったという。

当局は、ISIS に所属していた被疑者やその他被拘禁者の適正手続を受ける権利（イラク法上保障されている権利であり、被拘禁者は24時間以内に裁判官と面接すること、取調べ中に弁護人の立会いを求めることができること、家族に通知して連絡を取ることができること等）を、組織ぐるみで侵害した。

...

集団罰

ISIS に所属していると見なされたイラク人家族（たいてい姓、所属している部族、出身地から判断される）は、身分証明書やその他あらゆる民事上の書類を手に入れるために必要な身元調査を拒否されることが頻繁にあった。そのため、彼らは、移動の自由、教育を受ける権利、勤労の権利、福祉給付金を受ける権利、遺産相続や再婚に必要な出生証明書や死亡証明書を受け取る権利が侵害された。また、身元調査が拒否されたことで、テロ、軍事作戦、軍事過誤の影響を受けたイラク人を補償するために2009年に設立された委員会に対して請求を行うことや、訴えを提起したり、治安部隊や同じ地域に住む家族による財産の差押えの正当性を問題にしたりすることもできなかった。

一部の家族は身元調査を受けることができたが、それは、タブリヤ (*tabriya*) として知られる手続きの中で、裁判官の面前に初出廷し、ISIS に加わった疑いのある親族を刑事告発することを進んで受け入れたためであった。ある個人が刑事告発を行うと、裁判所は、その個人に対して、身元調査を受けるために治安部隊に提示する必要がある文書を発行した。このような手法は、アンバー県において特に効果的であった。同県においては、2019年にヒューマン・ライツ・ウォッチがインタビューした家族のうち、親族の中に ISIS に加わった疑いのある者がいる家族のほとんどが、タブリヤを通じて身元調査を受けることができた。

2019年の間、避難民は、帰還を強制されたり妨害されたりしていた。7月上旬、治安部隊は、ニネヴェにある避難民キャンプの向かい側で、避難民の出身地と ISIS との繋がりの可能性を調べるために調査を開始した。次の2か月間にわたって、ニネヴェとサラ・アルディンの当局は、出身県外にある避難民キャンプに住む数百人の避難民を退去させた。場合によっては、避難民家族の身に安全上の深刻な懸念があるにもかかわらず、彼らを故郷のコミュニティへと移送した。

2014年から2017年の間にイラクから逃げた少なくとも30,000人のイラク人 (ISIS がイラクの領土から撤退したために ISIS の後をついて行った人も含む) が、シリア北東部のアル・ホール・キャンプとその周辺に収容された。2019年、イラク政府は、国民を呼び戻し、ISIS と繋がりががあると判断されれば事実上の拘禁施設に閉じ込めるための準備を開始した。イラク政府は、ISIS に所属していると判断された家族を、集団強制収容スキームの下で拘禁するというより大規模な計画についても協議していたが、当該計画についてはまだ合意に至っていない。

2019年、親族が ISIS に加わったと考えられていたために民事上の書類を有していなかった何千人もの子どもたちが、避難民キャンプ内の学校等、州立学校に入学するのを阻止された。

ISIS に所属していると判断された家族に支援を行っている弁護士や支援者の報告するところによれば、治安部隊は彼らを脅迫し、場合によっては当該支援を提供したことを理由に拘禁したという。

(5) 政府と関係している又は支持していると思なされる者<2022年6月27日更新>
ア ●UNHCR「[イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討](#)」(2019年5月)

2) Persons Associated with, or Perceived as Supportive of, the Government

In an apparent effort to undermine security and the functioning and overall legitimacy of the Government, and despite having lost territorial control and its ability to systematically target persons of this profile, it has been reported that ISIS continues to regularly target civilians associated with, or perceived to be supporting, the Iraqi Government.⁴¹⁶ These civilians are reported to be subjected to intimidation, abduction and assassination, including by the use of IEDs on roads, magnetic bombs attached to vehicles and grenades hurled

against homes.⁴¹⁷ Attacks against persons of this profile occur particularly, but not exclusively, in areas retaken from ISIS where the group maintains a presence.⁴¹⁸ Those targeted by ISIS include in particular:⁴¹⁹

...

4. ジェンダー、DV および子ども

イ HRW「[ワールドレポート 2020 - イラク](#)」(2020年1月14日)

イラク・クルディスタン地域にはドメスティック・バイオレンス (DV) に関する 2011 年の法律があるが、イラク政府の支配下の地域には女性を DV から守るための法的保護はほとんど存在しない。DV を取り締まるための法案を可決しようとする議会の取組みは、2019 年の間ずっと停滞していた。イラクの刑法は、イラク政府の支配下の地域にもイラク・クルディスタン地域にも適用されるが、身体的暴行を禁じている一方で、DV については明示的に言及していない。それどころか、同法第 41 条 (1) では、夫には妻を罰する法的権利があること、親は法律又は慣習で規定された範囲内で子供を罰することができることが規定されている。また、同法では、いわゆる「名誉ある動機」のために、又は妻や女性の親族が婚姻外の姦通・性行為を行っているところを目撃した場合には、殺人等の暴力行為に及んだとしても減刑されることが規定されている。

性的暴行は犯罪として規定されているが、刑法第 398 条は、加害者が被害者と結婚した場合には、そのような告訴は取り下げられると規定している。DV に関する全国的な調査は近年行われていないものの、女性の権利団体は、DV の発生率が高いと報告している。

5. LGBT

6. 汚職、国家による被害者の保護

(1) 非国家主体の迫害主体

① 人民動員体 (PMF / Popular Mobilisation Forces / Al-Hashd Al-Sha'abi)

ア オーストラリア外務貿易省 (DFAT)「[DFAT 出身国情報報告 イラク \(仮訳\)](#)」
(2018年10月9日)

2.32 残存する ISIL 戦闘員 (又は ISIL の敗北後に出現した他の過激派戦闘員) 及び他の武装集団 (国家が承認した人民動員隊を含む: 人民動員隊 (PMF 又は Al-Hashd Al-Sha'abi) を参照) の活動やシーア派内及びスンニ派内の歴史的な緊張関係など複数の要因がイラクの治安情勢に影響を及ぼしている。…

2.33 残存する ISIL その他の過激派戦闘員と影響力を強める PMF の活動が、現在のイラク全域における治安情勢に影響を及ぼしている最も深刻な問題である。

...

2.36 …一部のシーア派集団は、キリスト教徒及びスンニ派のコミュニティを分断し、弱体化させるために地元宗派のキリスト教及びスンニ派民兵組織を結成する活動に資金援助してきた。国内外の監視団体は、一部の PMF 集団が市民に対し人権侵害を犯している他、犯罪活動に従事しているとして非難してきた（人民動員隊（PMF 又は Al-Hashd Al-Sha'abi）を参照）。異なるシーア派武装集団間の暴力も頻発しているが、通常はそれほど多くない。

3.33 …対立するシーア派民兵組織（PMF 内の民兵組織を含む）間の暴力も、バグダッドやイラク南部などシーア派地域でより頻繁に起きている。

3.35 …政府は、ISIL との戦闘の中で市民を保護しようとして懸命に取り組んだが、イラク治安部隊（Iraqi Security Forces : ISF）又は PMF によるスンニ派教徒への報復行為に断固として対応しない時もあった。こうした要因によって、イラクのスンニ派とシーア派のコミュニティ間の緊張関係が高まっている。

3.36 スンニ派（IDP を含む）は、PMF 集団がスンニ派教徒に嫌がらせをし、スンニ派が ISIL を支持していると非難し、スンニ派教徒に身体的な危害を加えていると報告し続けている。…PMF と繋がりがある民兵集団は ISIL の追放を受けて、スンニ派が所有する財産を略奪し、破壊した他、一部の地域においては、国内避難していたスンニ派教徒が帰郷するのを阻止した。

4.2 NGO 及び国際機関は、多数の人々が不本意ながら失踪していると確信している。人権団体は、ISIL と関係しているという嫌疑で告発されている男性や男児が失踪しており、イラク軍及び PMF 勢力がその失踪に関与していると主張している。…

4.11 国連拷問禁止委員会は、テロ犯罪容疑者その他の犯罪容疑者が長期間勾留されている警備の厳重な秘密拘置施設に関する報告書に関して懸念を提起した。米国国務省の 2017 年人権報告書は、ISIL 支配地域で ISIL が敗北した後、PMF 集団が個人、特にスンニ派の男性 IDP を逮捕、勾留し、そのことについて家族に知らせることなく、かつ、被逮捕者に弁護士と面会させることも適正手続きを踏ませることもなかったと主張した。…

5.3 …ISF は、PMF など他の機関による人権侵害に関して行動することがなかった。…

人民動員隊（PMF 又は Al-Hashd Al-Sha'abi）

5.4 PMF は国家が承認した 200 余りの武装集団（大半がシーア派）から成る統括組織である。PMF には、少数のスンニ派部族闘争員及び民兵の集団が含まれる。これらの集団の多くは、ある程度の期間に亘って存在しており、イランと緊密な繋がりを持っていた。2016 年、内閣は PMF を一元化された支配の下に独立民兵組織として組み込むことを決定した。この決定は 2018 年 3 月、首相によって正式に承認された。しかしながら、米国国務省の評価によると、中央政府は PMF を一貫して管理する能力に欠けていたため、PMF 集団は人権侵害（強制

的失踪、強要、拷問及び超法規的殺害を含む)を犯し続けてきた。PMF 集団の多くは、限られた訓練しか受けていない志願者で構成されている。PMF を ISF に正式に組み入れることで、連邦政府が PMF 活動をどの程度実効支配できるようになるのかは依然として不明である。

イ 記事「[米國務長官、イラクのシーア派民兵にイランへの「帰国」求める](#)」ロイター通信 (2017年10月23日)

イラクでは IS が国土の3分の1を占領したことを受けて2014年に「人民動員隊 (PMF)」が創設された。PMF の兵士はイランで訓練され、資金援助も受けている。

② Saraya al-Salam、(旧マフディー軍/Mahdi Army)

ア UNHCR「[イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討](#)」(2019年5月)

a) イラク当局やそれと手を組んでいる勢力による人権侵害

2014年から2017年までにおけるイスラム国に対する軍事作戦に関連して、イラク国防軍やそれと手を組んでいる勢力が恣意的な逮捕や監禁、誘拐、連れ去りなどに関わっていると報じられている。

(脚注176) 特に PMF (Hezbollah Brigades, Badr Organization, Asa'ib Ahl Al-Haqq, Saraya Al-Salam など)、イラク国防軍、緊急出動部局、国家安全保証局、内務・テロ対策省、連邦警察などを含む一連の集団による違反行為や虐待への関与が示唆されている。

(脚注624) 2016年にPMFの一部でありかつてMahdi軍であったところの Saraya Al-Salam の隊員を招集した影響力のあるシーア派聖職者の Muqtada Al-Sadr は...

イ 英国内務省「[出身国情報報告 イラク 2009年1月12日版\(仮訳\)](#)」(2009年1月12日)

13.39 2008年2月7日に発表された IGC 報告によると、Mahdi Army がスンニ派の虐殺を行い、犠牲者の所持品を強奪した。これは、多くの Mahdi のメンバーにとって非常に実入りの良い商売だと言われている。多数のベテラン Mahdi Army 指導者の殺害、拘留または失踪後、若く経験の少ない戦闘員が選抜され、彼らの後を襲った。これらの新しい補充兵は権力と金を熱心に求めており、かつ、彼らの大義のために殺傷をいとわない。その他のシーア派は、彼らが民間人を無差別に狙い打ちしたと主張した。スンニ地域を狙った数発のミサイルが代わりに学校を直撃した。[25i] (p6)

③ イラク・レバントのイスラム国 (ISIL/The Islamic State of Iraq and the Levant)

ア 公安調査庁「[イラク・レバントのイスラム国 \(ISIL\)](#)」(2019年5月23日閲覧)

イラク，シリアを拠点に活動するスンニ派過激組織。「カリフ国家」を自称。両国政府やシーア派などスンニ派以外の宗派，他宗教の住民などを標的としたテロを実行。

設立時期 2004年10月

イ UNHCR「[イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討](#)」(2019年5月)

治安を悪化させ政府機能や政府の正当性を損なわせようとする明らかな動きの中で、地域の制御能力やこれらの人物を組織的に狙う能力を失ったにも関わらず、イスラム国はイラク政府と関わりがあったり、あるいはイラク政府を支持していると見受けられる市民を定期的に標的にし続けている。これらの市民は脅しや誘拐、暗殺の対象となっていると伝えられており、その際には路上の即席爆発装置や車両に取り付けられた電磁波爆弾、家に投げつけられる手榴弾などが用いられている。これらの人物に対する攻撃は、絶対ではないもののイスラム国が再び奪取し、集団が影響力を維持しているエリアで特に発生している。イスラム国に標的とされている人々は、特に下記を含む。

- 政府当局者で、特に市区町村 (municipal) レベルの者。元政府当局者も一定の場合には依然として攻撃を受ける危険がある可能性がある。
- 公務員で、特に地方自治体レベルの者。さらに、政府に任命された裁判官や検察官で、特にテロ対策法の事件に関わる者が、イスラム国などの武装組織に標的にされている。
- あらゆる政治スペクトラムの政党の党员。政党の党员に対する攻撃は、イスラム国が政府の信用を失墜させ、政治プロセスや国家機能を妨害しようとするため、特に選挙準備期間に激化するのが常である。

④ イラクのアルカイダ (AQI/Al-Qaida in Iraq)

ア 公安調査庁「[イラクのアルカイダ \(AQI\)](#)」(2019年5月23日閲覧)

イラクなどで活動するスンニ派過激組織。イラク政府，シーア派住民などを標的としたテロを実行。各種声明の発出を始めとして、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)名などで活動。

設立時期 2004年10月(「アルカイダ」最高指導者への忠誠を表明し、「イラクのアルカイダ聖戦機構」(AQI) [\(注3\)](#)の名称使用を開始)

⑤ イラク革命者総軍事評議会 (GMCIR/General Military Council for Iraqi

Revolutionaries／Al-Majlis al-Askari al-Amm li-Thuwwar al-Iraq)**ア 公安調査庁「[イラク革命者総軍事評議会 \(GMCIR\)](#)」(2019年5月23日閲覧)**

「イラク革命者総軍事評議会」(GMCIR)は、スンニ派部族民兵などの連合体とされ、旧「イラク・バアス党」関係者や旧フセイン政権時代の軍関係者などが主導しているとされる。政府をシーア派主導とみなしており、政府の打倒や同国に対するイランの影響力の排除などを掲げているとされる。勢力は、約7万5,000人(2014年時点)と推定されている。

(2) 国家保護**ア UNHCR「[イラク共和国から避難した人々に関する国際保護の検討](#)」(2019年5月)****a) 中央政府の管理下地域における国家保護の可能性**

イラクにおいては戦争犯罪や人道に対する罪、ジェノサイドを含む国際犯罪を訴追する適切な法的枠組みが欠けている。法的枠組みが人権保護を供給している場所においても、これらの権利を保護するというイラクの国内法上および国際法上の義務の履行は、実際にはしばしば困難なままであり、国家及び非国家のアクターは人権侵害や虐待をしても刑罰を受けないことではない。…

刑事裁判制度は脆弱であり、逮捕や拘留、司法手続き、公平な裁判基準などの点で国際法上の、および国内法上の法的義務を満たしていないと伝えられている。拘留中における拷問や殺害のケースを信頼がおける形で調査することができず、悪人の責任を問うことができないという当局の失敗によって、懲罰が与えられない犯罪者がこれらの人権侵害を継続できると伝えられている。…

(3) 国内避難の選択可能性**ア 英国内務省「[国別政策情報ノート：イラク：国内避難・身分関係の証明書・帰国、第9.0版](#)」(2019年2月)****a. 国内避難一般**

2.5.3 難民資格に関する指令の15条cに該当するどんなイラクの地方へ国内避難させるのは、それが誰であったとしても不当である。15条c違反に該当するであろう状況のエリアに関しての評価と情報は、国の政策と情報資料を参照せよ(イラク：治安と人権状況)。

7. 兵役、強制徴集(非国家主体の)
8. 司法制度・刑事手続(刑務所等の状況含む)
9. 警察および治安部隊(情報機関含む)
 - (1) 政府当局者による拷問

ア HRW「[ワールドレポート 2020 - イラク](#)」(2020年1月14日)

2019年の間を通じてヒューマン・ライツ・ウォッチが受けていた報告によれば、イラク軍とKRG(クルディスタン地域政府)軍では、自白を引き出すために広く拷問が行われており、子どもまでもがその対象になっているという。ある男性は、拘禁中に拷問されたことにより動脈を損傷し、腕を切断せざるを得なかった。

...

当局は、過密状態にあり、場合によっては非人道的な状況下で、犯罪の被疑者を拘禁した。刑務所内のある情報筋がヒューマン・ライツ・ウォッチに提供した写真には、ニネヴェにある過密状態の刑務所監房の様子が写されている。そこでは、女性と子どもが、ISISに所属していたという罪で、虐待にも当たるようなあまりにも劣悪な状況下で拘束されている。

(2) 刑務所の状況

ア HRW「[ワールドレポート 2020 - イラク](#)」(2020年1月14日)

当局は、過密状態にあり、場合によっては非人道的な状況下で、犯罪の被疑者を拘禁した。刑務所内のある情報筋がヒューマン・ライツ・ウォッチに提供した写真には、ニネヴェにある過密状態の刑務所監房の様子が写されている。そこでは、女性と子どもが、ISISに所属していたという罪で、虐待にも当たるようなあまりにも劣悪な状況下で拘束されている。

10. 報道の自由
11. 宗教の自由
12. 国籍、民族および人種
13. 出入国および移動の自由
14. 国籍／市民権 (パスポートを所持していない者の)
15. その他